

広島大学法科大学院年次報告書
【平成25年度評価実施】

平成26年6月
広島大学大学院法務研究科法務専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人 広島大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名	広島大学大学院法務研究科法務専攻
開設年度	平成16年度

(3) 所在地

広島市中区東千田町

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像

<p>教育の理念及び目標、 養成しようとする法曹像</p>	<p>本研究科は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを教育上の理念としている。</p> <p>本研究科は、この理念を実現するために、次のような法律専門家の養成を教育の目的としている。</p> <ol style="list-style-type: none">1 法律についての高度な専門的知識を有し、状況に即応できる柔軟な思考力を持ち、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。2 充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在として、人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。3 ビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えることができる、ビジネス法務、取り分け金融の分野に関する高度で幅広い知識を有する法律専門家。4 自らが行っている法的問題処理の過程をより高い次元に立って反省できる観点を明確に持ち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。
-----------------------------------	---

(注) 各法科大学院が個別に定める教育の理念及び目標については、公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員				兼任・ 兼任教員
	専	実・専	実・み	合 計	
教 授	12 ()	4 (2)	2 (2)	18 (4)	12
准教授・ 講師・助教	2 ()	0 ()	0 ()	2 ()	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。
 3. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基 法 基 礎 法 律 実 務 目 録	隣 基 接 基 礎 法 学 目 録 ・ 目 録	科 展 開 ・ 先 端
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法			
2	1	6	3	3	4	2	5	3	4

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 教員課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目								修了に必要な 修得単位数	
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合 計			
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	単位数	備考
法律 基本 科目	公法系科目	6	(12)	0	(0)	0	(0)	6	(12)	12単位	各系の横断 的授業科目 から4単位
	民事系科目	17	(34)	0	(0)	2	(4)	19	(38)	34単位	
	刑事系科目	5	(10)	0	(0)	1	(2)	6	(12)	12単位	
法律実務基礎科目		5	(9)	2	(2)	2	(3)	9	(14)	10単位	
基礎法学・隣接科目		0	(0)	2	(4)	6	(12)	8	(16)	4単位	
展開・先端科目		0	(0)	0	(0)	26	(51)	26	(51)	12単位	
合 計		33	(65)	4	(6)	37	(72)	74	(143)		

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区 分	開 設 授 業 科 目			修了に必要な 修得単位数	備考
	授業科目名	単位数	必修・選択等		
法曹倫理	法曹倫理1	2	必修	2単位	
民事訴訟実務の基礎	民事訴訟実務基礎	2	必修	2単位	
刑事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務基礎	2	必修	2単位	
法情報調査					必修科目である 「法学概論」「法曹 倫理1」の中で合 計3時間
法文書作成	法文書作成	1	必修	1単位	
模擬裁判	模擬裁判	1	必修	3単位	
ローヤリング	ローヤリング	1	選択		
クリニック	リーガルクリニック	1	選択必修		
エクスターンシップ	エクスターンシップ	1	選択必修		
公法系訴訟実務の基礎					
その他					

- (注)1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「-」を記入してください。
3. 法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※（１）又は（２）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区 分	平成○年度	平成(○－１)年度	変更内容
法律基本科目			
法律実務 基礎科目			
基礎法学・ 隣接科目			
展開・先端科目			

- (注) 1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
 2. 「平成○年度」欄及び「平成(○－１)年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、単位数を記入してください。
 3. 「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区 分	講義	演習	実習	その他
1単位当たりの授業時間	15時間	15時間	30又は40時間	
1年間の授業期間	前期:4月7日～7月29日 後期:9月22日～1月28日			
各授業科目の授業回数(単位) (集中講義は除く)	15回(2単位)			

- (注)1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区 分	単位数	備 考
1年次	36単位	
2年次	36単位	1年次の必修科目のうち、未修得のものが6単位以内であることより、2年次への仮進級が認められた者が再履修する1年次科目については、4単位を限度として、履修登録上限数に算入しないことができる。
3年次 (最終年次)	44単位	

- (注)1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
2. 解釈指針3-3-1-1(1)又は(2)に該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、(1)に該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区 分	内 容				備 考
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方	秀	90点	～	100点	なお、リーガル・クリニック、エクスターンシップ及び模擬裁判については、合否によって判定している。
	優	80点	～	89点	
	良	70点	～	79点	
	可	60点	～	69点	
	不可	59点	～	0点	
成績評価における 考慮要素	期末及び中間試験, レポートその他				

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
 2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区 分	具体的措置
成績評価についての説明を希望する 学生への説明の機会の設定	学生との面談の機会を設け、評価の詳細を説明しているが、さらに不服がある場合には、研究科に対する異議申立てを認めている。
教員間における 各授業科目の成績評価に 関するデータの共有	教授会において、全科目の成績評価に関するデータを共有している。

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区 分	具体的措置
成績評価の基準 (採点のポイント等)	成績評価の後、速やかに採点のポイントをTKCシステム(法科大学院教育研究支援システム)上に掲示するようにしている。
成績分布データ	同 上

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験(本試験)・再試験・追試験

①制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考
期末試験 (本試験)		15回の授業のうち、欠席が5回を超えないこと	
再試験	有	1年次前期配当科目の成績評価が不可となった1年次生であること	再試験の成績評価は、厳格な成績評価の枠組みの中で、当該科目の成績評価全体を再評価するものとし、合格した場合には、その素点の多寡にかかわらず60点と認定する。
追試験	有	本試験の欠席につき、疾病等、所定の正当事由があり、一定期間内に診断書を添えて申出があること	

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
 2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
 3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験(本試験)と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

②実施方法における配慮等

具体的措置
<p>期末試験の解答用紙には学籍番号のみを記すこととして匿名性に配慮しているほか、法律基本科目の試験は、原則として、当該科目に関係する複数教員において、事前に協議・検討した上で出題するなど、期末試験における実施方法について配慮している。</p> <p>再試験前に補習を実施しているほか、再試験、追試験においては、出題レベル及び内容について、受験者に不公平が生じないようにすべき旨を教授会・FDで申し合わせている。</p>

(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

標準修業年限 (長期履修)	3年 (年)
単位数	100単位以上
GPA※	無
修了試験	平成25年度入学生までは、最終試験(公法系、民事系及び刑事系につき、約20分ないし30分程度の口述試験)あり。平成26年度入学生(既修者を除く)からは無。

- (注)1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法:

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分		法律基本 科目の 単位数	法律基本 科目以外 の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に 占める法律基本科 目以外の単位数の 率	備 考
単位数	法学未修者	62	38	100	0.38	基準4-2-1(3)た だし書き該当単 位は4単位
	法学既修者	32	38	70	0.542	

- (注) 1. 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。
2. 「法律基本科目の単位数」欄については、基準4-2-1(3)のただし書きに該当する単位数は含めないでください。なお、基準4-2-1(3)のただし書に該当する単位数がある場合は、その単位数を「備考」欄に記入してください。
3. 「修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率」欄には、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を修了要件単位数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第4位を切り捨ててください。(例: 修了要件に占める法律基本科目以外の単位数が33単位、修了要件単位数が93単位の場合には、 $33 \div 93 = 0.35483 \dots \approx \lfloor 0.354 \rfloor$ となります。)

(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位の取扱い

区 分	取扱い
入学後の修得単位	大学院共通授業科目及び他研究科の授業科目のうち、当研究科が認めるものについて、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。
入学前の修得単位	教育上有益と認めるときは、入学前に大学院において修得した単位を、他の大学院において修得した単位と合わせて34単位を超えない範囲で、研究科における授業科目により修得したものとみなすことができる。
法学既修者認定単位	30単位

(注) 「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

5. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

実践的理論と判断力を備えたプロフェッションとしての法律専門家を育てるため、柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から受け入れる。

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等
法学未修者	1)一般入試 適性試験(配点100点), 小論文試験(配点150点), 面接試験(配点50点)の各点数及び加算点(配点20点)を合計した点数に基づいて総合的に判断する。 2)AO入試 適性試験(配点100点:第1部から第3部までの合計点(等化手続を経た得点)を100点満点に換算)及び面接試験(配点:200点)の点数に基づいて総合的に判定する。
法学既修者	適性試験(配点60点), 法律科目試験(配点380点), 志望理由書等(配点20点)の各点数及び加算点(20点)を合計した点数に基づいて総合的に判断する。

- (注) 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
 2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
入 学 定 員	48	48	48	48	48
志 願 者 数	100	99	131	181	179
受 験 者 数	92	87	107	139	142
合 格 者 数	45	43	52	84	75
競 争 倍 率	2.04	2.02	2.05	1.65	1.89
入 学 者 数	21	27	29	44	44
入学定員超過率	0.43	0.56	0.60	0.91	0.91

- (注)1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例:入学定員30人(未修:20、既修:10))
3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。
(例:合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \div \lfloor 2.77 \rfloor$ となります。)

(4) 適性試験の運用方法

①合格者における適性試験の平均点及び最低点

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度
合格者における 適性試験の平均点	183	191.6	195.7
合格者における 適性試験の最低点	133	146	142

- (注)1. 本文書作成年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。
2. 「合格者における適性試験の平均点」欄については、小数点第2位を切り捨ててください。

②入学者選抜における適性試験の取扱方針

適性試験の最低基準(適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定する。)に達しない者は、不合格とする。

- (注)1. 本文書作成年度の5月1日現在における取扱方針について記入してください。
2. 取扱方針の適用について例外等を定めている場合は、その内容を記入してください。

(5) 入学者選抜の改善

既修者試験の試験時間の合理化によって、平成27年度入試から試験日数を2日から1日に短縮するとともに、面接試験に代えて志望理由書を採点対象とすることとした。

- (注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 法学未修者

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
標準修業年限での修了者数	10	27	26
修了率	0.34	0.64	0.46
司法試験出願者数	17	39	34
司法試験受験者数		26	29
司法試験合格者数		7	5
その他の特徴的な進路			裁判所事務官 2名 広島市役所 2名 (内1名 臨時職員)

(2) 法学既修者

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
標準修業年限での修了者数	5	9	2
修了率	0.5	0.6	1
司法試験出願者数	8	9	2
司法試験受験者数		9	2
司法試験合格者数		1	0
その他の特徴的な進路			

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268 \dots \approx 『0.92』$ となります。)
3. 「司法試験出願者数」欄については、当該修了年度の修了生のうち、司法試験に出願した者の数を記入してください。
4. 「司法試験受験者数」欄については、「司法試験出願者数」のうち、司法試験を受験した者の数を記入してください。
5. 「司法試験合格者数」欄については、「司法試験受験者数」のうち、司法試験に合格した者の数を記入してください。
6. 「その他の特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

(3) 司法試験合格率

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
司法試験出願者数	115	140	126	116	104
司法試験受験者数		101	91	80	77
司法試験合格者数		19	19	10	16
司法試験合格率		0.18	0.20	0.12	0.20

- (注) 1. 該当年度に実施された司法試験の受験状況について、本文書作成年度を含む過去5年度の状況を、5月1日現在で記入してください。
2. 「司法試験合格率」欄には、当該年度の「司法試験合格者数」を「司法試験受験者数」で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:合格者数が22人、受験者数が43人の場合には、 $22 \div 43 = 0.5116 \dots \approx \text{『0.51』}$ となります。)

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

<p>担当組織</p>	<p>自己点検:評価委員会(委員3名の常設委員会) 外部評価:外部評価委員会(委員4名の常設委員会)</p>
<p>評価項目</p>	<p>1 教育課程の編成 2 教育方法 3 成績評価と修了認定 4 入学選抜と学生の在籍状況 5 教員の指導能力と配置状況 6 修了生の進路及び活動状況</p>
<p>自己点検・評価書の 公表年・月</p>	<p>平成25年10月</p>
<p>自己点検・評価書 の公表方法</p>	<p>ホームページ http://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/</p>

(2) 自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び 評価の結果	改善の事例	備 考
入学試験の方法等につき、一層の改善・工夫が望まれる。	既修者試験の試験時間を合理化することによって、平成27年度入試から既修者試験の日数を2日から1日に短縮するとともに、面接試験に代えて志望理由書を採点対象とすることとした。	
最終試験の可否について検討を要する。	3年次教育の充実をふまえ、最終試験の役割は終わったものと考え、平成26年入学者(2年コースを除く)から、最終試験を廃止することとした。	

(注)1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己

点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。

2. 本文書作成年度の5月1日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考
第2章	展開・先端科目に配置されている授業科目「債権回収法」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。	平成26年度から担当者が変更となったので、改めて展開・先端科目として開設されている趣旨を再確認するとともに、前担当者の資料を確認するなどして、法律基本科目の内容と重複しないように徹底を図った。	
第4章	成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	教授会において、平常点やレポートの評価につき、一律満点とすることがないよう、全教員に周知徹底を図った。	
第4章	1授業科目における再試験において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問が出題されているため、再試験前の補習授業の実施方法及び出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。	教授会において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問を再試験に出題しないよう、全教員に周知徹底を図った。	

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
 2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
 3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。